

2024年度 公益信託中村ものづくり奨学基金募集要項

1. 委託者（セイコーエプソン株式会社 名誉相談役 故 中村 恒也 氏）の 公益信託設定趣旨（抜粋）

つねづね製造業の役割は、原理・原則を技術に変え、それを商品にして人々の役に立つ。同時にその行為が働く場を作り出していく。この二つのことが「製造業の果す不変の理念」であると思ってこれまで来ました。

以上により人類の生活を豊にし、世界経済の発展に貢献する。これが非常に大事な事だと思います。製造業が強い国、強かった国は必ず栄えております。これは歴史が証明していることであります。

私が、会社の成長・発展と共にここまで来れましたことは、地域でのご理解と協力が得られたからであり、後進者の支援と地域への恩返しのために公益信託を設定することとしました。

2. 応募できる者

長野県松本市、塩尻市、岡谷市、諏訪市、茅野市、伊那市、駒ヶ根市、安曇野市、諏訪郡、上伊那郡内の高校を卒業し、全国の大学の工学部系に進学する2024年4月現在における1年次の学生で、卒業後は製造業を志望する次の各号に該当すると認められる者。

(1) 就学上奨学金の援助を必要とする者。

(家族の生計を支える者の前年度（総収入）年収又は本年度の見込が原則800万円以下とする。)

(2) 他の奨学金を受給していない（及び受給する予定のない）者。

(3) 品行方正、健康で学業成績が優秀な者。

3. 奨学金等

(1) 奨学金の額は、年額600,000円とする。

(2) 奨学金の給付期間は、2024年4月から学部を卒業する最短期間（4ヶ年以内）とする（年度毎に継続の審査を行う）。

(3) 奨学金は、原則6月及び12月の一定日に各6ヵ月分を給付する。

(4) 奨学金の給付方法は、予め奨学生が当基金に届け出た銀行口座に振り込む。

4. 奨学金に対する義務

この奨学金は返還の必要はない。ただし、虚偽の申請等重大なる不正行為があったときは、奨学金の一部又は全額の返還を求めることがある。

5. 本年度の採用人数

6名程度

6. 応募の手続き

奨学生に応募する者は、次に掲げる申請書類を、卒業する高校の担当部署を経て、2024年3月1日(金)から2024年4月19日(金)迄に当基金に提出する。

- (1) 奨学生願書
- (2) 奨学生推薦調書
- (3) 高校時の「学業成績証明書」及び大学の「在学証明書」
- (4) 作文(パソコン等 A4サイズ横書き、1,500～2,000字程度)
テーマ「ものづくりに関して学びたいこと」
- (5) 家族の生計を支える者の源泉徴収票(写)又は所得証明書

7. 選考及び決定

当基金は、6.により申請のあった者につき、当基金に設けた運営委員会に諮り、奨学生を2024年5月末日までに決定し、書面により本人に通知する。

8. 学業成績の報告

奨学生は、毎学年終了後速やかに、「学業成績証明書」及び「在学証明書」を、加えて卒業時には「卒業後の抱負を述べた作文」を当基金に提出しなければならない。

9. 異動届出

奨学生は次の事項に該当する場合は、直ちに受託者に届けなければならない。

- (1) 疾病その他の事故又は個人的事情により1ヶ月以上欠席するとき。
- (2) 休学、復学、転学又は退学しようとするとき。
- (3) 本人の住所又は奨学金振込銀行等その他重要な事項に変更があったとき。

10. 奨学金の打ち切り

奨学生のうち、つぎの各号の一に該当する事項が生じたときは、奨学金の給付を打ち切ることがある。

- (1) 傷害、疾病などのため就学の見込みがなくなったとき。
- (2) 停学、退学等の処分を受けたとき。
- (3) 学業成績又は素行が不良となったとき。
- (4) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
(他の奨学金を受給することとなったとき及び就職したとき等)
- (5) 自主退学したとき。
- (6) 事業対象外の学部へ転学したとき。
- (7) 虚偽の申請をしたとき。
- (8) その他奨学生として適当でない事由が生じたとき。

11. 関係書類の提出先及び照会先

<事務局> 〒380-8682 長野市岡田178-8

八十二銀行 営業渉外部 信託グループ

TEL 026-224-6113 担当：横山、宮脇